

議案第29号

備前市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

備前市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月19日提出

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

備前市職員の育児休業等に関する条例(平成17年備前市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第29号参考資料
備前市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(部分休業の承認) 第8条 (略) 2 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の	(部分休業の承認) 第8条 (略) 2 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の
規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。	規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。